

吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事共通仕様書(案)

1章 一般共通事項

1節 一般事項

1.1.1 適用範囲 この仕様書は、吹付けアスベスト粉じん飛散防止改修工事に適用する。

1.1.2 一般共通事項 一般共通事項は、建設大臣官房官庁営繕部制定の「建築改修工事共通仕様書(案)昭和62年版」(以下「改修共仕」という。)の1章による。

1.1.3 仕上工事 吹付けアスベスト処理後の機能回復のための仕上げ工事については下記による。

(1) 内装改修及び塗装改修において、改修共仕による事項は特記により、改修共仕を適用する。

(2) 上記以外において、特記がなければ建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事共通仕様書(昭和60年版)」(以下「共仕」という。)による。

2章 除去処理工事

1節 総則

2.1.1 適用範囲 既存建築物に施工されている吹付けアスベストの除去処理工事に適用する。

2.1.2 関係法令等の遵守 (a) 処理工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守し適切に施工を行う。

(b) 処理工事によって発生したアスベストを含有する廃棄物については、関係法令等を遵守して処理する。

2.1.3 施工調査等 (a) 処理工事に当たり、あらかじめ事前の施工調査等を下記事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督員に提出する。

(1) アスベスト使用部位の確認

(2) アスベスト種類と厚さの確認

(3) 施工範囲と工事管理区分の確認

(4) 更衣施設等の仮設計画について

(5) 廃棄物などの搬出方法について

(b) 吹付けアスベスト関連調査は、特記により適用する。なお、調査方法等については、別添「吹付けアスベスト関連調査要領(案)」による。

2.1.4 施工計画書の作成 (a) 着工に先立ち、処理工事に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承諾を受ける。

(b) 施工計画書に記載すべき事項は、下記のとおりとする。

(1) 工事概要

(i) 工事名称

(ii) 工事場所

(iii) 工事期間

(iv) 工事内容(部位別の状況及び工法)

(v) その他

(2) 管理組織(工事管理者、特定化学物質等作業主任者等)

(3) 安全衛生管理及び飛散防止対策

(4) 使用用具、機器類、材料及び調合

- (5) 工事の流れ
 - (6) 仮設計画(足場、養生)
 - (7) 作業要領(作業計画図を含む。)
 - (8) 確認、検査方法
 - (9) アスベスト廃棄物処理計画書
 - (10) 添付書類
 - (i) 工事工程表
 - (ii) 使用処理剤の説明
 - (iii) 作業員名簿、健康診断書
 - (11) その他の必要事項
- 2.1.5 工事管理者の選任
- (a) 処理工事に係る総合的技術管理を行う工事管理者を選任する。
 - (b) 工事管理者は、公的機関で実施されたアスベストに関する講習会の受講終了者とし、受講証明関係書類を監督員に提出し、承諾を受ける。
- 2.1.6 特定化学物質等作業主任者の選任
- (a) 特定化学物質等障害予防規則に規定されている特定化学物質等作業主任者を選任し、証明書を監督員に提出する。
なお、特定化学物質等作業主任者は工事管理者と兼務することができる。
 - (b) 特定化学物質等作業主任者は負圧・除じん装置の管理、呼吸用保護具等の使用状況の確認を行う。
- 2.1.7 施工記録
- (a) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出する。
 - (b) 施工記録報告書は下記事項により作成する。
 - (1) 施工計画書
 - (2) 工事記録及び工事写真
 - (3) 産業廃棄物処理記録
 - (4) 施工調査等記録
 - (5) 作業者の作業記録
 - (6) その他必要事項
- 2.2.1 安全衛生管理
- 2節 安全衛生管理及び飛散防止措置
- 施工に当たっては、下記事項等について適切な安全衛生管理を行い、健康障害の防止に十分留意する。
- (1) 作業者の要件
 - (i) 処理工事に従事する作業者は、関係法令に基づき健康診断を受診する。
 - (ii) 肺機能に異常のある者を処理工事に従事させてはならない。
 - (2) 作業者への事前教育

処理工事に従事する作業者に対して、雇い入れる時に、事前にアスベストの取扱いに関して、下記事項について教育を行い、十分に理解させなければならない。

 - (i) アスベストの有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
 - (ii) 主要機器及び保護具等の性能及び取扱い方法に関すること
 - (iii) 作業手順に関すること
 - (iv) アスベストに起因する疾病について
 - (v) アスベストの法規制関係について
 - (vi) その他安全衛生上特に留意する事項について

(3) 保護具の着用

処理工事に従事する作業者には、次の保護具を着用させなければならない。

- (i) 呼吸用保護具：送気マスク、国家検定合格の取替式防じんマスク等の呼吸用保護具とする。
- (ii) 保護衣：粉じん、粉じん飛散抑制剤、粉じん飛散処理防止剤等の汚れから作業者を保護し、併せて二次汚染を防ぐためのフード付きのオーバーオール状の使い捨ての保護衣とする。
- (iii) その他の保護具：保護手袋、保護メガネ(目が露出する場合)及び靴カバーとする。

(4) 更衣施設等

- (i) 更衣施設等は、更衣室、保護衣等着脱室、前室の3室で構成するものを原則とする。なお、更衣室に身体を洗浄するための設備を設置するものとする。
- (ii) 前室及び保護衣等着脱室は、隔離・区画し、負圧とする。
- (iii) 前室には、高性能真空掃除機(HEPAフィルタ(JISZ4812に規定する超高性能微粒フィルタ)又は同等の性能を有するフィルタを設けているもの)を備えるものとする。
- (iv) 保護衣等着脱室に保護具等の収納設備を備えるものとする。

(5) 各種表示・掲示

作業場の見やすい所に各種表示・掲示を行う。

(i) 表示

特定化学物質等作業主業主任者の氏名及びその者に行わせる事項

関係者以外の者の立入禁止

喫煙、飲食禁止

アスベスト除去中

(ii) 掲示

アスベストの人体に及ぼす作用

アスベストの取扱い上の注意事項

使用すべき保護具

2.2.2

飛散防止装置

施工に当たっては、下記事項等により、周囲の環境に影響を及ぼさないよう適切な飛散防止措置を講ずる。

- (1) 処理工事においては、作業場から他の場所へのアスベスト粉じん飛散を防止するために、床は、厚さ0.15mm以上で2層、壁その他は厚さ0.08mm以上のプラスチックシートにより隔離・養生する。なお、プラスチックシートの接合部の重ねは30cm以上とする。また、足場等によりプラスチックシートが破損しないように合板等を用いて養生を行う。
- (2) 粉じん飛散抑制剤の使用
アスベストの除去作業においては、エアレスの構造の装置を使用して、粉じん抑制剤の噴霧を適切に行う。
- (3) 粉じん飛散防止処理剤の使用
吹付けアスベスト除去面に吹付けるものとする。
- (4) 負圧・除じん装置の設置

負圧・除じん装置を設置し、適切な運転状態になるように管理(スモークテスター等による気流の確認、U字マノメーター等による除じん装置性能維持の確認等)する。負圧・除じん装置にはHEPAフィルタ(JISZ4812に規定する超高性能微粒フィルタ)又はこれと同等の性能を有するフィルタを設ける。

換気回数は4回/時とする。

- (5) アスベストを含有する排水は、HEPAフィルタ等により、ろ過をして適切に処理する。

3節 除去処理作業

2.3.1 出入方法

- (a) 除去作業場所への出入りに際し、下記の点に留意することとする。

- (1) 初めて除去作業場所に入る場合

初めて除去作業場所に入る場合は、更衣室で通勤衣を作業衣に着替え、保護衣、呼吸保護具及びその他の保護具を着用する。

- (2) 除去作業場所から退出(休憩時、退出時)する場合

- (i) 除去作業場所から前室に入る前に、保護衣、呼吸用保護具及びその他の保護具についている大きな付着物を取り除く。

- (ii) 前室では、保護衣、靴カバー、保護手袋等に付着しているアスベストを高性能真空掃除機で十分に取り除く。なお、前室内は、設置している高性能真空掃除機のアタッチメントを替えて便宜清掃を行う。

- (iii) 保護衣等着脱室では、保護衣等を脱ぎ、保護具等収納設備に保管する。また、使用済の保護衣等は、廃棄用のプラスチック袋に入れ、2.3.3により搬出処分を行う。

- (iv) 更衣室で、作業衣と通勤衣に着替え、所定の場所に作業衣を保管する。

2.3.2 除去処理

除去処理作業は、原則として下記の工程で行うものとする。

- (1) 負圧・除じん装置の稼働を行う。
- (2) 粉じん飛散抑制剤吹付け機械により、除去の対象となる吹付けアスベスト表面の一部に対して、試験的に粉じん飛散抑制剤を散布し、抑制剤の浸透状況、散布量等を確認する。
- (3) 吹付けアスベスト層内全体に浸透されたことを確認後、吹付けアスベスト表面の全体へ、粉じん飛散抑制剤を散布する。
- (4) 散布後に抑制剤の効果を確認し、ケレン棒等により吹付けアスベストを掻き落とす。
- (5) 目視により、除去が十分に行われたかを確認した後、最終処理として、吹付けアスベスト除去面全体にわたって、粉じん飛散防止処理剤を吹付ける。

2.3.3 廃棄物の搬出

除去したアスベスト等の処理方法及び処理されたものの搬出は以下による。

- (1) 密封処理の場合

- (i) 除去したアスベストは適宜密封する。

- (ii) 除去作業場所において、除去したアスベストをプラスチック袋の中に入れ、粉じん飛散抑制剤等を散布することにより、湿潤化して、密封する。

2.3.4
検査及び後片付け

- (iii) 前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。
 - (iv) 保護衣等着脱室で、更にプラスチック袋をかぶせ、密封し、「アスベスト」である旨の表示を行う。
 - (v) 除去したアスベスト等の保管、運搬又は処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、都道府県清掃条例及び厚生省、環境庁連名通達「アスベスト(石綿)廃棄物の処理について」(昭和62年10月26日)の規定を遵守する。なお、これを委託する場合は、都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者と廃棄物処理に関する契約を結び、廃棄物処理場の現地確認等を行うこと。
- (2) 除去したアスベストを固化処理する場合
- (i) 固化は、セメント等を用いて行い、固化されたものの圧縮強度は、 $10\text{kg}/\text{cm}^2$ 以上とする。
 - (ii) 処理方法は上記(1)(v)に準じる。
- (3) アスベスト廃棄物の搬出を行ったときには、その都度、搬出量と処理先を監督員に報告するとともに、処理伝票の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。
- 検査及び後片付けは、下記の工程により行うものとする。
- (1) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。
 - (2) 目視により、除去が十分行われたかを、監督員の立会いの下に検査を行う。
 - (3) 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全体にまんべんなく粉じん飛散抑制剤を散布する。
 - (4) 壁面などの養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧・除じんを十分に吸引、ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
 - (5) 養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体し搬出する。
 - (6) 床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
 - (7) 養生用のプラスチックシートなどの廃棄物は、2.3.3により搬出処分を行う。
 - (8) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。